

○神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行  
等に関する条例施行規則

平成14年 8 月 1 日

規則第24号

神戸市自動車公害防止条例施行規則（昭和51年 5 月規則第44号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例（平成14年 4 月条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（新車販売者の説明事項）

第2条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）次に掲げる排出ガスの量

ア 一酸化炭素

イ 炭化水素

ウ 窒素酸化物

エ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車に限る。）

オ 黒煙（軽油を燃料とする自動車に限る。）

カ 二酸化炭素

（2）加速走行騒音，定常走行騒音及び近接排気騒音の大きさ

（3）燃料の種別

（4）燃料消費率

2 前項第1号（カを除く。），第2号及び第4号に掲げる事項の値は，道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定による型式の指定又は同法第59条第1項の規定による新規検査の申請に係る値とする。

（建築主の措置）

第3条 条例第12条の規則で定める措置は，次に掲げる措置（道路の構造，周囲の建築物その他周辺の状況を勘案して，市長が必要がないと認める範囲のものを除く。）とする。

（1）建築物の敷地には，遮音上の効果を考慮し，樹木，塀等を設けるよう努

めること。

(2) 敷地内における建築物の配置は、遮音上の効果を考慮して適切に行うこと。

(3) 建築物の間取りは、居室の用途、採光等及び遮音を考慮し、居室の配置及び開口部の位置を適切に定めること。

(4) 建築物の居室については、遮音を考慮した換気上有効な措置

(5) 主要構造部が木造及び軽量鉄骨造の建築物については、1住戸を単位として、次に掲げる措置

ア 外壁は、鉄網モルタル塗又はこれと同等以上の遮音性能を有する構造とすること。

イ 窓は、遮音性能の高いサッシを使用し、その取付部にすき間が生じない構造とすること。

ウ 出入口の扉は、気密型で遮音性能の高いものを使用すること。

エ 天井は、石膏<sup>こう</sup>ボード等により遮音層を設け、外壁との接合部にすき間が生じない構造とすること。

オ 居室の床は、下地材に厚手の合板等を使用し、すき間が生じない構造とすること。

(6) 主要構造部が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（軽量鉄骨造を除く。）である建築物の外壁、屋根及び開口部は、別表条例第11条第2項の規定による告示で定める区域の欄の区分に応じ、1住戸を単位として、同表遮音量の欄に定める遮音量を確保すること。

(建築主の届出)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める建築主は、第3条第6号に規定する建築物であって、長屋又は共同住宅であるものの建築主とする。

2 条例第13条第1項の規定による届出は、様式第1号による建築物に係る自動車公害防止措置事前届正副2通に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 様式第2号による遮音計画書

(2) 方位、道路、目標となる地物、付近の建築物の状況及び沿道保全区域（遮音等級の区域に区分したものに限る。）を明示した付近見取図

- (3) 縮尺，方位，寸法，敷地の境界線，敷地内における各建物の位置，用途及び構造，届出に係る建築物と他の建物との別，樹木，塀等遮音に有効なもの の状況並びに敷地の接する道路の位置及び幅員を明示した配置図
- (4) 縮尺，方位，寸法，各室の用途並びに開口部及び壁の位置及び構造（材 料を含む。）を明示した各階平面図
- (5) すべての外壁面（屋根を含む。別表において同じ。）について，縮尺， 寸法並びに開口部の位置及び大きさを明示した各面の立面図
- (6) 縮尺，寸法，各部の材料並びに屋根，天井，開口部，床及び外壁の位置 を明示した断面詳細図
- (7) 外部に面する壁面の開口部の寸法及び位置を明示した展開図
- (8) 外壁及び開口部の透過損失を示す根拠となる試験成績書その他の資料
- (9) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要があると認める図書

3 条例第13条第2項の規定による届出は，様式第1号による建築物に係る自動 車公害防止措置変更届正副2通に，それぞれ前項各号に掲げる図書を添えて， 市長に提出しなければならない。

（駐車施設設置者の届出）

第5条 条例第16条第1項の規定による届出は，様式第3号による駐車施設に係 る自動車公害防止措置事前届正副2通に，それぞれ次に掲げる図面を添えて， 市長に提出しなければならない。

- (1) 方位，道路，目標となる地物及び付近の建築物の状況を明示した付近見 取図
- (2) 縮図，方位，寸法，敷地の境界線，敷地内における各建物の位置，用途 及び構造並びに樹木，遮音壁その他の設備の状況を明示した配置図

2 条例第16条第2項の規定による届出は，様式第3号による駐車施設に係る自 動車公害防止措置変更届正副2通に，それぞれ前項各号に掲げる図面を添えて， 市長に提出しなければならない。

（健康被害者の認定申請等）

第6条 条例第18条の申請は，様式第4号による健康被害者認定申請書を市長に 提出して行わなければならない。

2 市長は，条例第18条の申請に対して同条の認定をし，又は認定をしなかった

ときは、速やかに、当該申請をした者に対し、様式第5号による健康被害者認定・不認定通知書を交付するものとする。

(医療費の額)

第7条 条例第19条第1項第1号から第5号までに掲げる医療に係る同項の規則で定める額は、健康被害者が、当該健康に係る被害について、次に掲げる法律の規定により療養に関する給付を受けた場合又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による療養に関する給付として行われた場合における当該医療に要した費用の額から当該療養に関して給付された額を控除した額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額）とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

2 条例第19条第1項第6号に掲げるものに係る同項の規則で定める額は、健康被害者が、当該健康に係る被害について前項各号に掲げる法律の規定により移送に関する給付を受けた場合における当該移送に要した費用の額から当該移送に関して給付された額を控除した額（当該額が現に要した費用の額を超えるときは、現に要した費用の額）とする。

(医療費等の請求等)

第8条 条例第19条第3項の規定による申請は、様式第6号による健康被害者医療費請求書を市長に提出して行わなければならない。

(認定の取消し)

第9条 市長は、条例第22条第1項の審査会（以下「審査会」という。）の意見に基づき、条例第18条の認定を受けた者が治癒したと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

2 前項の規定により認定を取り消したときは、様式第7号による健康被害者認定取消通知書を当該認定に係る者に交付するものとする。

(審査会の組織)

第10条 審査会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 神戸市医師会会員

(3) 市職員

3 市長は、特別の事項又は専門の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、当該事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

(審査会の委員の任期)

第11条 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項又は専門の事項の調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(審査会の会長)

第12条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会に関する事務を処理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審査会の意見の聴取等)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第15条 審査会の庶務は、環境局環境保全指導課において処理する。

(証明書の様式)

第16条 条例第24条第2項に規定する証明書は、様式第8号による身分証明書とする。

(施行細目の委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成14年11月1日から施行する。

(光化学スモッグ健康被害者認定審査会規則の廃止)

2 神戸市光化学スモッグ健康被害者認定審査会規則(昭和51年5月規則第45号)は、廃止する。

別表(第3条関係)

条例第11条第2項の規定による告示で定める区域	遮音量
遮音等級1級の区域	30デシベル以上
遮音等級2級の区域	25デシベル以上

備考

1 遮音量とは、外壁面(屋根を含む。)の外部の騒音に対する遮音性能の程度を表す数値であって、周波数が500ヘルツの音について次の式により算出したものとする。

$$\overline{TL} = 10 \log \frac{\sum_{i=1}^n S_i}{\sum_{i=1}^n S_i T_i}$$

この式において、 $\overline{TL}$ 、 $S_i$ 及び $T_i$ はそれぞれ次の値を表すものとする。

$\overline{TL}$  遮音量(単位 デシベル)

$S_i$  外壁面を構成するn個の区画部分ごとの面積(単位 平方メートル)

$T_i$  外壁面を構成するn個の区画部分ごとの騒音の透過率であって、次の式によって算出される値

$$T_i = 10^{-\frac{TL_i}{10}}$$

$TL_i$  外壁面を構成する  $n$  個の区画部分ごとの透過損失（単位 デシベル）

- 2 遮音等級 1 級の区域と遮音等級 2 級の区域又は沿道保全区域外の区域にわたる住戸にあっては遮音等級 1 級の区域に係る遮音量, 遮音等級 2 級の区域と沿道保全区域外の区域にわたる住戸にあっては遮音等級 2 級の区域に係る遮音量とする。

様式第1号(第4条関係)

建築物に係る自動車公害防止措置 <sup>事前</sup> 届 <sub>変更</sub>				
神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第13条の規定により、次のとおり届け出ます。				
年 月 日				
神戸市長 様				
届出者の氏名又は名称 <span style="float: right;">㊟</span>				
建築主	氏名又は名称	㊟ 電話 ( ) 番		
	住所又は所在地			
敷地	地名地番	区	町通	丁目
	用途地域		容積率(%)	80・100・150・200・300・( )
	防火地域		建ぺい率(%)	40・50・60・70・80・90・制限なし
沿道保全区域	国道2号 1・2級 国道43号 2級 県道高速神戸西宮線 2級 第二神明道路 1・2級			
	用途	長屋住宅・共同住宅( 付き)	戸(うち適用戸数	戸)
計画建築物	構造		一部	造
	階数	地上	階	地下 階
	高さ	地上	m	地下 m
		計画部分	計画以外の部分	合計
	敷地面積		m <sup>2</sup>	新築 増築 ( )
	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
代理人	事務所の名称	電話 ( ) 番		
	所在地	〒 ー		
	氏名及び登録番号	㊟ ( )級建築士 登録第 号		
設計者	事務所の名称	電話 ( ) 番		
	所在地	〒 ー		
	氏名及び登録番号	㊟ ( )級建築士 登録第 号		
施工者	事務所の名称	電話 ( ) 番		
	所在地	〒 ー		
	氏名及び許可番号	㊟ 建設業許可 第 号		
工事予定期間		着手日	年 月 日	完成日 年 月 日
特記事項				
受付	年 月 日	処理欄	年 月 日	通知
	第 号		第 号	
	係員印		係員印	
※変更の届出をする場合は、変更後のものを黒字で該当欄の上段に、変更前のものを赤字で該当欄の下段にかっこ書きで記載してください。				



様式第2号(第4条関係)

遮音計画書

遮音量	$\bar{T}_L = 10 \log \frac{\sum_{i=1}^n S_i}{\sum_{i=1}^n S_i T_i}$
透過率	$T_i = 10^{-\frac{T_L i}{10}}$

		材 料	厚 さ (cm)	透過損失 (TL)	面積 (S)	透過率 (Ti)	面積×透過率	遮音量 (dB)	備 考
面	外 壁							$\left( \begin{array}{l} \sum_{i=1}^n S_i = \\ \sum_{i=1}^n S_i T_i = \\ \bar{T}_L = \end{array} \right)$	
	開 口 部								
面	外 壁							$\left( \begin{array}{l} \sum_{i=1}^n S_i = \\ \sum_{i=1}^n S_i T_i = \\ \bar{T}_L = \end{array} \right)$	
	開 口 部								
面	外 壁							$\left( \begin{array}{l} \sum_{i=1}^n S_i = \\ \sum_{i=1}^n S_i T_i = \\ \bar{T}_L = \end{array} \right)$	
	開 口 部								
面	外 壁							$\left( \begin{array}{l} \sum_{i=1}^n S_i = \\ \sum_{i=1}^n S_i T_i = \\ \bar{T}_L = \end{array} \right)$	
	開 口 部								
屋 根 面	外 壁							$\left( \begin{array}{l} \sum_{i=1}^n S_i = \\ \sum_{i=1}^n S_i T_i = \\ \bar{T}_L = \end{array} \right)$	
	開 口 部								

様式第3号(第5条関係)

駐車施設に係る自動車公害防止措置<sup>事前</sup>届  
変更

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第16条の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

神戸市長 様

届出者の氏名又は名称 ㊟

設置者	氏名又は名称	㊟ 電話 ( ) 番				
	住所又は所在地					
駐車施設	施設の名称					
	設置場所	区	町	通	丁目	
	規模	あ 建築物部分で	駐車の用に供される敷地面積又は床面積の合計	m <sup>2</sup>	合計台数	
			駐車の用に供される敷地面積又は床面積	m <sup>2</sup>	台数	
	規模	な 建築物部分で	車路等の部分	m <sup>2</sup>	/	
			駐車の用に供される敷地面積又は床面積	m <sup>2</sup>	台数	
規模	な 建築物部分で	車路等の部分	m <sup>2</sup>	/		

様式第4号(第6条関係)

健康被害者認定申請書

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第18条の規定により認定を受けたいので、申請します。

年 月 日

神戸市長 様

申請者氏名  (被害者との続柄: )

ふりがな 被害者氏名	<input type="checkbox"/>	男・女	生年月日	年 月 日
住 所				
被害を受けたいきさつ、 日時及び場所				
あなた又はあなたを扶 養している者の加入し ている社会保険の種類	該当の 数字に ○印	1 組合管掌健康保険 3 国民健康保険 5 日雇保険 7 その他( )	2 政府管掌健康保険 4 各種共済組合 6 船員保険	
被保険者本人 (組合員本人)・ 被扶養者の別	該当に ○印	本人・被扶養者	勤務先又は 学 校 名	
診 断 書	症状  (該当する数字 を○で囲んで 下さい。)	1 頭痛 2 眼痛 3 目まい 4 咽喉痛 5 咳	6 呼吸困難 7 胸痛 8 吐気 9 動悸 10 四肢しびれ感	所 見
	医療費 (本人 負担額)	円	医療 期間	年 月 日から {入院 日 日まで {入院外 日
上記のとおり診断する。				
診断日 年 月 日				
医療機関 所在地 名 称 医 師 <input type="checkbox"/>				

↑ (医師記入欄) ↓

割  
印

健康被害者 医療費請求書	被害者氏名		診断日	年 月 日
	医療費 (本人負担額)	円		
	医療機関	所在地 名 称 医 師	<input type="checkbox"/>	

注意

- この申請書は、本人又はその代理人が記入するものです。
- 被害者本人が署名するときは、押印は不要です。
- 控えは、神戸市医師会へ提出してください。

様式第5号(第6条関係)

健康被害者認定・不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長



年 月 日付けで神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第18条の規定により申請のあった健康被害者としての認定については、次のとおり決定したので、通知します。

記

あなたを健康被害者であることを { 認定した / 認定しなかった } ので、通知します。

認定しなかった理由

[ ]

注意 認定を受けた方は、様式第6号による健康被害者医療費請求書を市長に提出してください。

様式第6号(第8条関係)

健康被害者医療費請求書

神戸市長 様

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第18条の規定により健康被害者としての認定を受けたので、次のとおり医療費の支給を請求します。

年 月 日

(請求者)

住 所  
氏 名



記

医療費(本人負担額)として

¥.....

様式第7号(第9条関係)

健康被害者認定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

神戸市長



神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第18条の規定により 年 月 日付け第 号において行った健康被害者としての認定を取り消しますので、通知します。

記

1 認定取消年月日 年 月 日

2 取消しの理由

[ ]

様式第8号(第16条関係)

表

9センチメートル	
第	号
	年 月 日交付
身 分 証 明 書	
	有効期限 年 月 日
所属及び氏名	
	年 月 日生
<p>上記の者は、神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例第24条第1項の規定による立入検査、質問又は収去を行う職員であることを証明する。</p>	
神戸市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>	

6  
セ  
ン  
チ  
メ  
ー  
ト  
ル

裏

神戸市民の健康の保持及び良好な生活環境の確保のための自動車の運行等に関する条例抜粋

(立入検査等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に、新車販売者の営業所、事務所、倉庫その他の場所、第11条第1項の規定による沿道保全区域内に存する第12条に規定する建築物若しくはその敷地若しくは駐車施設に立ち入り、その構造若しくは建築設備その他物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り、自動車に使用されている燃料を収去させることができる。

2 当該職員は、前項の規定による立入検査、質問又は収去をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(2) 第24条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なしに答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

様式第 1 号 (第 4 条 関係)

様式第 2 号 (第 4 条 関係)

様式第 3 号 (第 5 条 関係)

様式第 4 号 (第 6 条 関係)

様式第 5 号 (第 6 条 関係)

様式第 6 号 (第 8 条 関係)

様式第 7 号 (第 9 条 関係)

様式第 8 号 (第 16 条 関係)